

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
平成 28 年9月 28 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（受）第 1600207 号
厚生局事案番号 : 関東信越（厚）第 1600138 号

第1 結論

請求期間①について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者の B 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 35 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 58 年 4 月 1 日から昭和 59 年 3 月 21 日まで
② 昭和 59 年 4 月 1 日から昭和 60 年 4 月 1 日まで

年金記録によると、C 事業所に勤務した請求期間①と、B 社に勤務した請求期間②の厚生年金保険被保険者記録がないが、両期間とも板前として勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、調査の上、両期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、請求者は、D 市 E * 丁目にあった C 事業所に板前として勤務し、F 市 G 地区にあった同事業所の社員寮に住んでいたと陳述している。

しかしながら、オンライン記録を調べたが、C 事業所という厚生年金保険の適用事業所は見当たらない。

また、商業登記簿謄本により、D 市 E * 丁目に A 社という事業所が存在していることが確認されたため同社に照会したところ、過去に C 事業所を経営し、現在も F 市 G 地区に社員寮を有している旨の回答が得られたことから、請求者が勤務したと主張している事業所は同社だと考えられるが、オンライン記録により、同社は平成 16 年 9 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、請求期間①は適用事業所となっていないことが確認できる。

さらに、A 社は、請求期間①に係る資料は保管していないため、請求期間①における請求者の勤務実態及び厚生年金保険料控除の有無について不明と回答している。

加えて、請求期間①に A 社に勤務していた元同僚の一人は、請求者について知らないとしている上、同社が厚生年金保険の適用事業所となる前の期間に自身の給与から厚生年金保険料が控除されたか否かについて、控除されていないと陳述している。

このほか、請求者の請求期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

請求期間②について、当該期間にB社に勤務していた元同僚の3人が、期間は定かでないものの請求者は同社に勤務していた旨回答していることから、請求者は期間の特定はできないが同社に勤務していたと推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは平成元年4月1日であり、請求期間②は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、B社は平成27年2月12日にH社に商号変更しているところ、同社は、請求期間②における請求者の勤務実態及び厚生年金保険料控除の有無について不明と回答している。

さらに、平成元年4月1日にB社が厚生年金保険の適用事業所となる前の期間に自身の給与から厚生年金保険料が控除されたか否かについて、上記の元同僚3人は、控除されていないと回答している。

このほか、請求者の請求期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。